

# 事業環境変化対応型支援事業

＜～ 専門家派遣のご案内 ～＞

相談無料

「インボイス」という言葉を聞いたことがありますか？

インボイス制度は、消費税に関する新しい制度で、令和5年10月1日からスタートすることが決まっています。



インボイス制度では、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、登録後に与えられた「登録番号」を請求書や領収書などに書くこととなります(登録申請は令和3年10月1日から受付が始まっています！)。

そして、このインボイス制度で最も大きなポイントとなるのが、「登録できるのは課税事業者のみ」、「登録した事業者は必ず消費税の申告をしなければならない」と言うことです。

では、課税事業者ではない小規模な法人や個人事業者は、インボイス制度の開始にあたって、どうすればよいのか？小規模な法人や個人事業者との取引が多い事業者への影響はどうなるのだろうか？等制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方々が円滑に準備が進められるよう、税理士等の専門家を派遣して支援致します！



(例えば…)

インボイス制度なんて聞いたことないなあ



免税事業者はどうすれば良いの？

毎月引落しだから請求書ももらっていないんだけど…

登録しないとどうなるの？



インボイスは何から準備すれば良いの？

インボイスって決まった様式で作らないといけないの？

登録はどうすれば良いの？

**【業種や要望に沿って専門家の派遣を行います！】 奮ってご活用ください。**

【実施期間】 令和4年3月31日(木)まで(予算がなくなり次第終了。)

【実施回数】 原則1回

【費用】 原則本会が負担します。



【お申込み・お問合せ】

裏面の申込用紙からFAXいただくか、本会組合担当又は商業振興課(TEL:095-826-3201)へご連絡ください。

長崎県中小企業団体中央会

〒850-0031 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館9階  
TEL:095-826-3201 FAX:095-821-8056



## 事業環境変化対応型支援事業 申込書

商業振興課 行き

**FAX:095-821-8056**

※FAXにてお申込みください。おって担当者から日程調整等のご連絡を致します。

|       |          |
|-------|----------|
| 組合等名: | ご担当者名:   |
| 電話番号: | メールアドレス: |

相談内容や希望派遣日等をご記入ください。

【相談内容】(箇条書きで可)

【派遣希望日時】

令和 年 月 日( ) 時 分～

<備考>

・専門家(候補):

・参加人数:約 名

※事務局記載欄

長崎県中小企業団体中央会